

令和4年度 第1回 豊明市都市計画審議会会議録

日 時 令和4年8月9日（火）午後2時00分～午後3時00分
場 所 豊明市役所 新館4階 第1委員会室
出席者 委 員： 井澤知且、伊藤洋、後藤学、青木規久範、長谷川寿一
原田一也、若林二郎、加藤武嗣（代理出席 青木健太郎）
幹 事： 小串真美 行政経営部長、宇佐見恭裕 市民生活部長
伊藤正弘 経済建設部長
事務局： 中野都市計画課長、伊藤計画建築担当係長、
石川主査
欠席者 委 員： 酒井克俊、北川昭雄

1 委員等紹介（席順により自己紹介）

2 議題

（1） 会長等の選任について

3 報告事項

（1） 豊明市特定生産緑地の指定予定地区について

事務局： （選出方法について、豊明市都市計画審議会条例第6条による資格者、第2条第3項による指名推薦について説明。氏名推薦での選出に対し、委員の同意を確認。）

事務局： それでは推薦をお願いします。

委 員： 井澤委員を推薦します。

事務局： 井澤委員との推薦がありました。井澤委員を会長と決定してよろしいでしょうか。

（全員の賛成を確認）

事務局： ありがとうございます。それでは、井澤委員に会長をお願いします。会長は議長席へ移動願います。

会長の職務代理者の選任についてですが、条例第6条第3項の規定により会長が指名することになっておりますので会長よろしくお願いたします。

会 長： 会長の職務代理者を酒井委員にお願いします。

事務局： 酒井委員が職務代理者に選任されました。酒井委員には後日、事務局より伝えておきますのでよろしくをお願いします。ここで、会長より挨拶をお願いいたします。

会 長： （会長あいさつ）

事務局： ありがとうございます。それでは、次の議題に移りたいと思います。井澤会長に以降の進行をお願い申し上げます。

会 長： それでは、次に移ります前に、傍聴者の確認をします。本日は、傍聴希望がありますか。

事務局： 傍聴希望者はおりませんでした。

会 長： それでは続いて、議事録署名者 2 名を選出いただきますが、席次順でいかがでしょうか。

委 員： （各委員より異議なしの声）

会 長： では、今回の議事録署名者は、若林委員と後藤委員にお願いいたします。なお、議事録における発言者の氏名等の記載について、これまでどおり記載しないことでよろしいでしょうか。

委 員： （各委員より異議なしの声）

会 長： それでは、氏名等は記載しないことにします。
では、改めまして会議を進めていきたいと思います。

会 長： 議題に入ります前に、都市計画の決定権者及び都市計画に定める事項について、事務局から説明をお願いします。

事務局： （配布資料により説明）

会 長： 只今の説明について、何かご意見、ご質問等ございますか。
（質問なし）

会 長： 次に 3 の報告事項に移ります。
（1）の「豊明市特定生産緑地の指定予定地区について」です。事務局から説明をお願いします。

事務局： （配布資料により説明）

会 長： 只今の説明について、何かご意見、ご質問等ございますか。

委 員： 特定生産緑地指定予定地区については、全筆適正に管理されているか確認をしていますか。

事務局： 昨年度について、年 3 回程度は現地確認を行っています。

委 員 他市の生産緑地の視察をしていると、荒れている農地が多かったので、豊明市については、この制度を使っている以上、野菜等生産を行うなど、適正に農地を守ってほしい。事務局には引き続き現地確認等、適正管理を指導してほしいです。

- 委員： 資料第2号の第77条の2に「その権限に属させられた事項を調査審議」と記載されているが、委員が自ら、生産緑地の現地調査をする必要があるのでしょうか。また、事務局が行えばよいのでしょうか。
- 事務局： 委員は行わず、事務局が行うこととなります。
- 委員： 特定生産緑地の指定予定内訳について、今現在の生産緑地地区の77%が指定予定になっているのでしょうか。
- 事務局： 指定意向の調査を行った年（令和2年2月）時点の地区数から、77%の地区が指定予定となっています。残りの23%については、指定しない地権者や、死亡や故障による制限解除が理由として挙げられます。
- 委員： 77%は地区の比率ということだが、面積の比率についてはどうでしょうか。
- 事務局： 面積については68,981㎡で、内指定希望者は45,516㎡であり、約66%が指定予定となっています。
- 委員： 資料の生産緑地図にて、現在、区画整理を行っている寺池地区内に生産緑地があるが、今後も特定生産緑地として指定意向があるのでしょうか。
- 事務局： 市街化区域編入を行った平成31年から生産緑地として指定がされており、30年が経過していないため、今回の特定生産緑地の対象ではありません。
- 委員： 間米南部地区の市街化編入も令和4年に行われているが、生産緑地は指定される予定でしょうか。
- 事務局： 地権者からは指定希望が出ており、今後都市計画審議会で協議を行う予定です。
- 委員： 政策的なことを質問しますが、生産緑地の2022年問題が騒がれているが、豊明市は特定生産緑地について、ただ、地権者の意向を聴いて、指定手続きをすすめているのが、事務的に行っているようにみえます。都市計画上の問題として、市街化区域の都市環境を良好な状況にすることが必要だが、豊明市はどういった考えで、取り組みを行っていたのでしょうか。
- 事務局： 当初は、生産緑地は市街化区域の中で、農地を保全していくもの、公共用地として活用できるものとして、指定しました。30年経過後の緑地問題を踏まえた上で、地権者の意向を踏まえて、特定生産緑地へと指定を行っています。
- 委員： 地権者の意向は自然のなりゆきであり、都市計画課としては、良い都市環境を作っていくために、この問題に取り組んでいったのでしょうか。
- 事務局： 都市計画マスタープランに基づいて街づくりを行っており、生産緑地指定者には、希望に応じて、指定を維持していく方針で進めている。豊明市総合計画・都市計画マスタープラン上では令和7年度に将来人口71,000人を目標にしている。市街地にて住宅用地を増やす方針です。
- 委員： 立地適正化計画にて、居住誘導区域内に住んでもらうように示しているが、豊明市は、市街化区域内は他市と比べても人口密度が高く、住宅が密集している状態であり、良好な都市環境を作るためには、緑地や防災環境を増やす必要がある。現在、生産緑地は減ってきているが、それに代わる公園等の良

好な都市環境が作られてないが、どういう考えでしょうか。

事務局： 生産緑地のみで緑地整備を行うことは難しく、生産緑地以外で公園等は整備する必要はあるとは考えています。

委員： 他市では生産緑地の指定要件を 500 m²から 300 m²へと条例改正している。市民農園などを地権者に提案等を行い、残すべきである。豊明市として地権者の意向だけで事務処理をしているのは、成り行き任せである気がします。

事務局： 500 m²から 300 m²については、豊明市としては、宅地の供給を優先しており、生産緑地を増やす考えはないです。既存の生産緑地について、今後も所有者の意向を確認して特定生産緑地へと指定を行い、適正に管理をしてもらえるよう指導していきます。

会長： では、他にないようですので、本日の議事等は全て終了いたしました。議長の務めを、事務局にお返しします。

事務局： 本日の会議録につきましては、会議録署名者及び会長にご確認いただきましたら、委員の皆様へ郵送させていただきます。

次回の令和 4 年度第 2 回豊明市都市計画審議会は令和 4 年 11 月頃を予定しております。

これを持ちまして、令和 4 年度第 1 回豊明市都市計画審議会を終了いたします。

ありがとうございました。

午後 3 時 00 分 会を終了した。

この会議録が正確であることを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

会 長 ⑩

署 名 ⑩

署 名 ⑩